

特定都市河川浸水被害対策法における 雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き

令和6年4月

山形県



目 次

1. はじめに	1
2. 雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ	3
3. 事前相談について	5
4. 許可申請について	19
5. 工事の実施から完了、維持管理について	31
6. 様式集	34
7. Q & A	55
8. 改訂履歴	63

【問い合わせ、事前相談、申請先】

山形県県土整備部 河川課 TEL:023-630-2619

※ 事前相談、申請の日時は、県の担当者と事前に調整をお願いします

1. はじめに

1.1 流域治水と特定都市河川浸水被害対策法の概要

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に備え、これまでの河川整備に加え、流域全体の関係者が協働して雨水を貯め、流出させない対策に取り組む「流域治水」を推進しております。

この流域治水の取組みの実効性を高め、強かに推進するための法的枠組みとして、令和3年度に特定都市河川浸水被害対策法などの流域治水関連法が改正されました。

令和2年7月豪雨で浸水被害を受けた石子沢川流域では、流域治水の実効性を高め強かに推進するため「特定都市河川浸水被害対策法」を活用することとなり、令和6年3月5日に特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されました。

指定により、流域内の1,000㎡以上の開発（いわゆる雨水浸透阻害行為）には水害リスクが高まることがないように、雨水貯留浸透対策が義務付けられます。

本手引きは、雨水浸透阻害行為の許可申請にあたって、必要となる手続き等について取りまとめたものです。



特定都市河川流域におけるハード・ソフトの取組イメージ

出典：国土交通省ホームページ

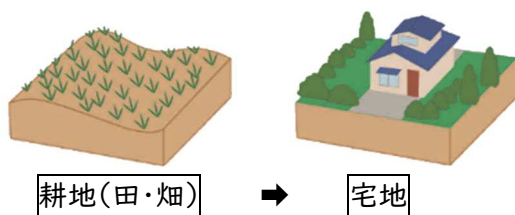
1.2 許可が必要な雨水浸透阻害行為とは？

特定都市河川に指定された流域では、開発等の行為により土地から流出する雨水量を開発前（現状）より増加させるおそれのある行為＝**雨水浸透阻害行為（面積1,000㎡以上）**を行う場合は、**知事の許可**が必要になります。

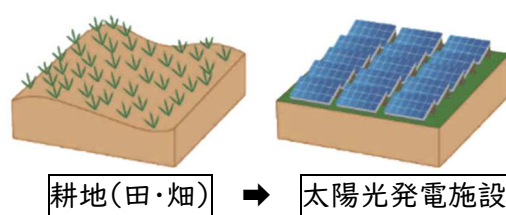
許可にあたっては雨水浸透阻害行為分を補うため**雨水貯留浸透施設の設置**が必要になります。

雨水浸透阻害行為の例

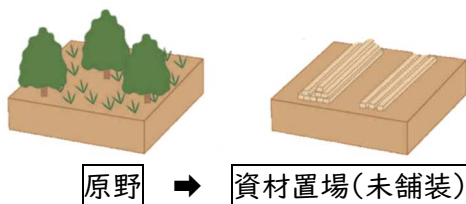
- ①「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



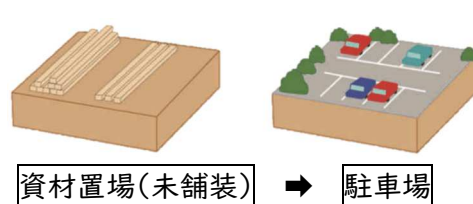
- ②「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



- ③ローラー等により土地を締め固める行為



- ④土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



※「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路
（太陽光発電施設は宅地に該当します）

※「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地（田・畑）、原野等

1.3 いつまでに許可が必要？

許可を受けずに雨水浸透阻害行為をしたら？

雨水浸透阻害行為に関する工事は、許可を受けるまで着手することはありません。

なお、行為の内容により異なりますが、申請から許可の通知まで、少なくとも1ヶ月程度が見込まれるため、十分に期間の余裕をもって相談されるようお願いいたします。

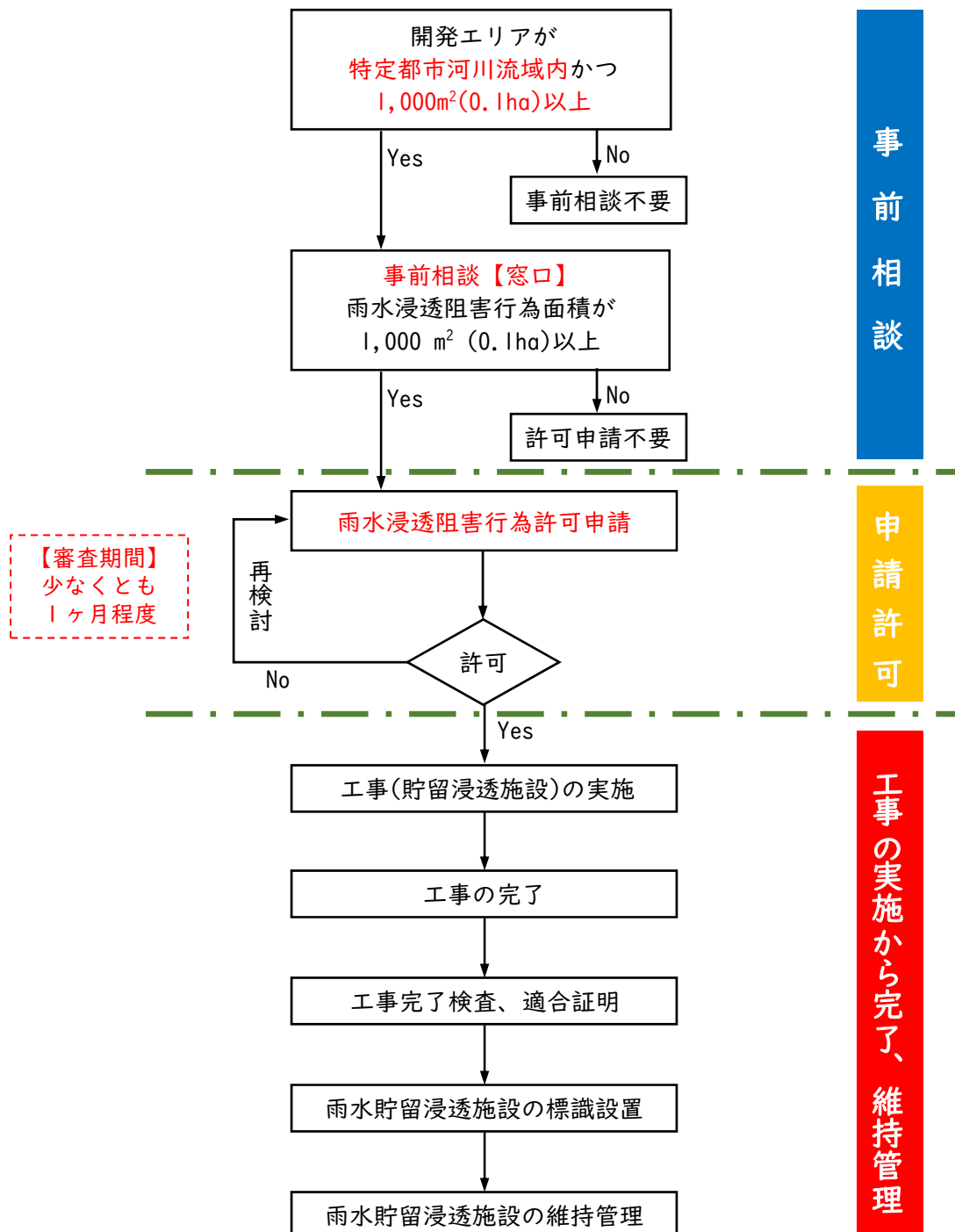
特定都市河川浸水被害対策法第85条に、許可を受けずに雨水浸透阻害行為をしたものに対する罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）があります。

2. 雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ

2.1 雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、事前相談、許可申請等の手続きが必要になります。

手続きは、事前相談や申請の事務期間が必要となりますので、十分に余裕をもってお願いします。



2. 雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ

2.2 雨水浸透阻害行為の許可申請 提出書類一覧

【様式】

様式番号	名称	事前	申請	許可後	備考
様式-1	現況土地利用区分面積集計表(行為前)	○	○		
様式-2	計画土地利用区分面積集計表(行為後)	○	○		
様式-3	行為前後の土地利用集計表	○	○		
様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数		○		システム出力可
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量		○		システム出力可
様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類		○		システム出力可
様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	○			
様式-8	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書		○		
様式-9	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書		○		
様式-10	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書			○	
様式-11	雨水浸透阻害行為変更届出書			○	
様式-12	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書			○	
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書		○		施行規則第16条
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書			○	施行規則第26条
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書			○	施行規則第26条
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書			○	施行規則第29条

【図面】

図面番号	名称	事前	申請	許可後	備考
図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】	○	○		
図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】	○	○		
図面-3	現況地形図(行為前)【縮尺1/2,500以上】	○	○		施行規則第16条
図面-4	現況土地利用求積図(行為前)【縮尺1/2,500以上】	○	○		
図面-5	土地利用計画図(行為後)【縮尺1/2,500以上】	○	○		施行規則第16条
図面-6	土地利用計画求積図(行為後)【縮尺1/2,500以上】	○	○		
図面-7	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】	※	○		施行規則第16条
図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設的位置図【縮尺1/2,500以上】		○		施行規則第16条
図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 ・雨水貯留浸透施設の形状【縮尺1/2,500以上】 ・雨水貯留浸透施設の構造の詳細【縮尺1/500以上】 (プラスチック製品の品質証明書)		○		施行規則第16条
図面-10	標識設置位置図【縮尺1/2,500以上】		○		

※については、事前相談時に作成していれば添付してください。

【資料】

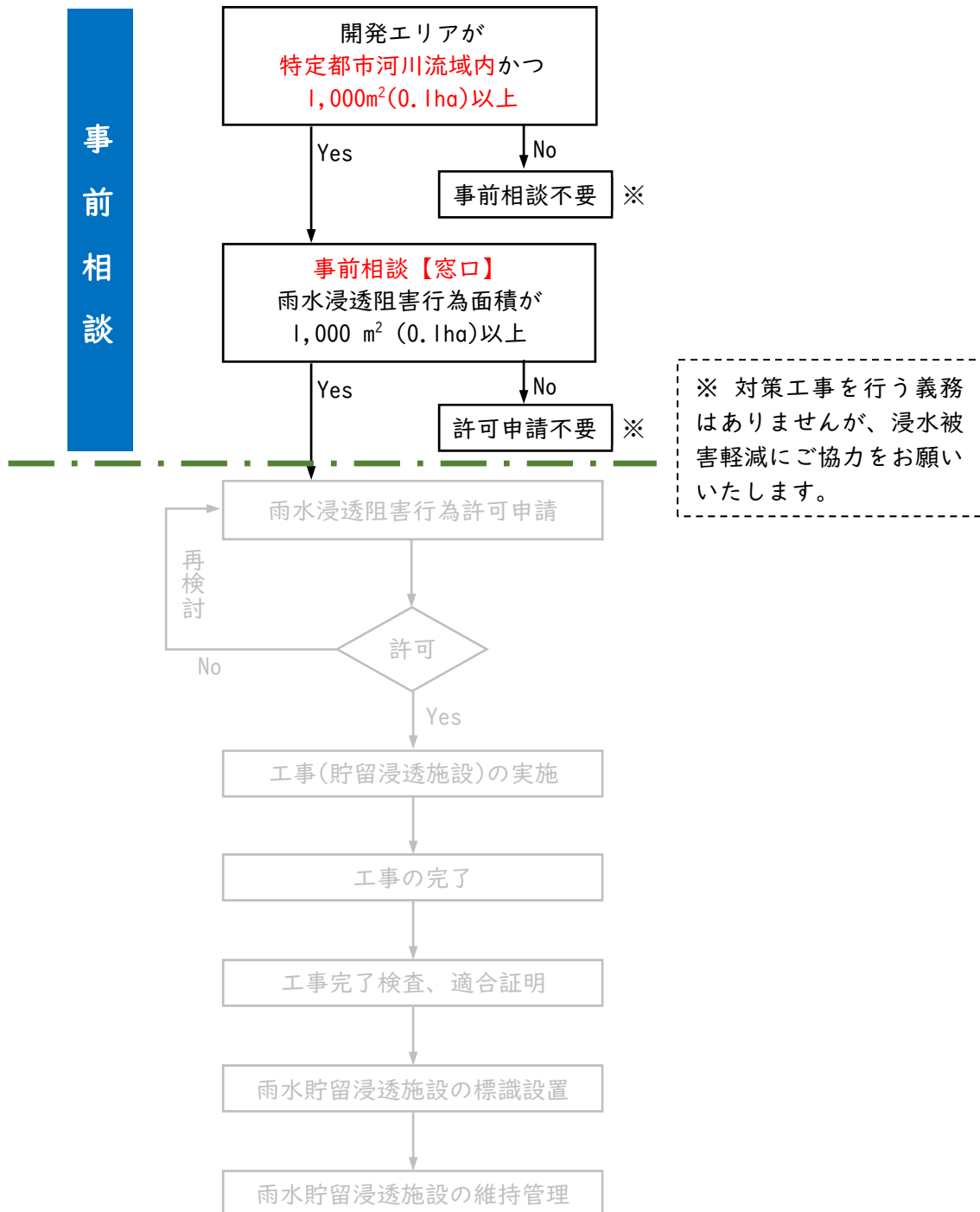
資料番号	名称	事前	申請	許可後	備考
資料-1	土地の登録事項を示す書類(全部事項証明書の写し)	○	○		
資料-2	公図の写し	○	○		
資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	※	○		
資料-4	現況写真(写真撮影位置図を添付)	○	○		
資料-5	工事工程表		○		
資料-6	その他必要な資料(委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し)	○	○		

※については、事前相談時に作成していれば添付してください。

3. 事前相談について

3.1 事前相談の流れ

事前相談とは、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかを確認するために行うものです。



3. 事前相談について

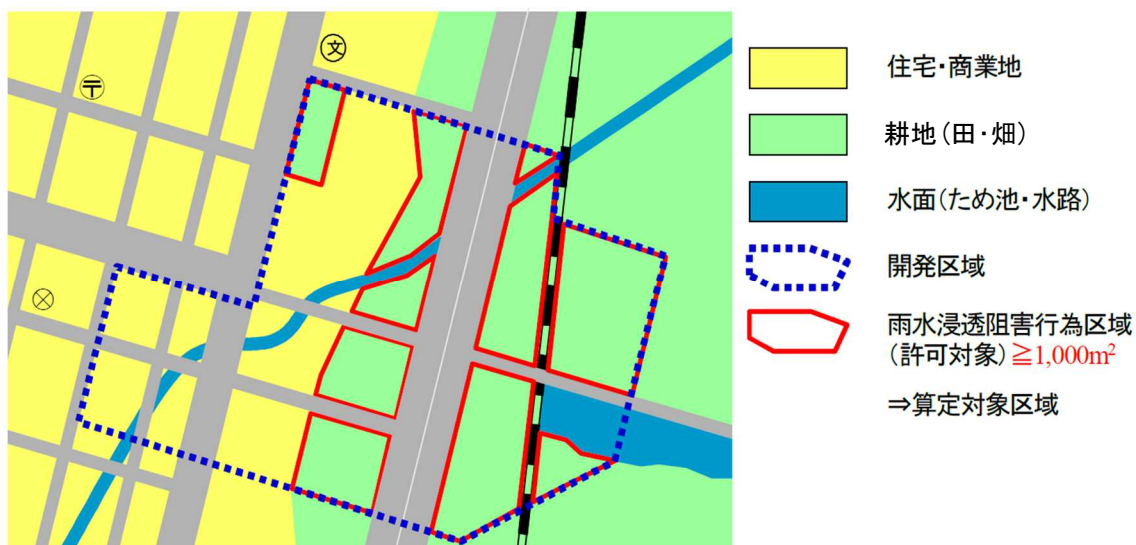
雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかは以降のステップで確認しますが、考え方は次のとおりです。

3.2 許可申請要否の考え方

下図に示すケースでは、青点線内を開発区域（行為区域）としています。

その内、住宅・商業地や水面は、既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は対象とならず、赤枠内の農地が雨水浸透阻害行為区域となります。

この赤枠内の面積が1,000 m²以上の場合、許可申請が必要となります。



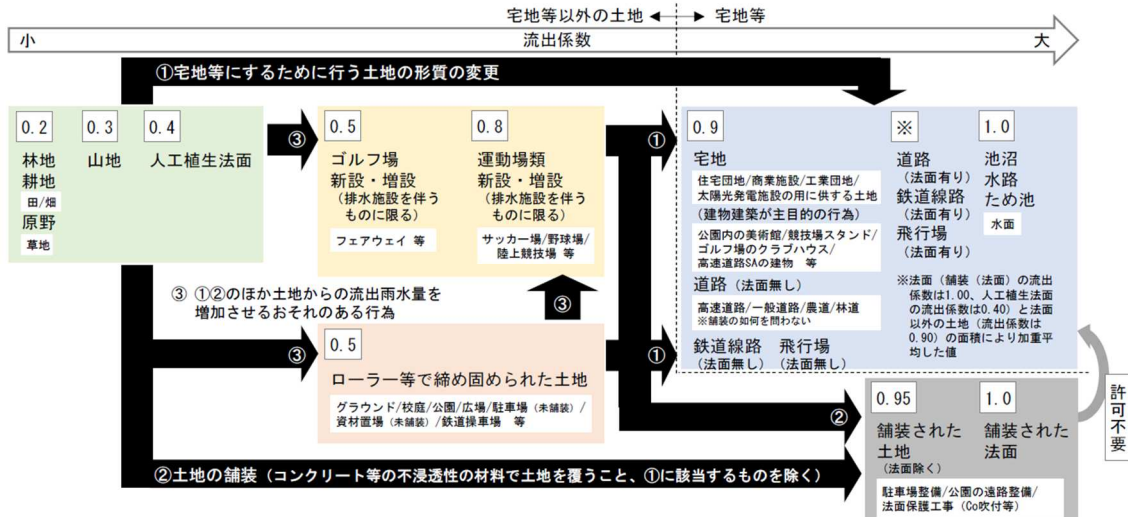
出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

3. 事前相談について

3.3 【STEP 1-1】 雨水浸水阻害行為に該当しますか？

流出雨水量を増大させるおそれのある「雨水浸透阻害行為」とは、雨水が流出しにくい山地、林地、耕地やローラー等の建設機械を用いて締め固められていない土地等、宅地等以外の土地において行われる行為です。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧

	行為前の土地利用														
	告示別表1 (宅地等)					告示別表2 (舗装された土地)		告示別表3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)			別表4 (別表1～3以外の土地)				
	宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート（法面除く）	コンクリート（法面）	ゴルフ場、運動場類※	締め固められた土地	山地	人工植生法面	林地・耕地・原野類			
行為後の土地利用	宅地	宅地等における行為は法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない	令第7条第2号の規定により舗装された土地における行為は許可を要しない	法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更										
	池沼・水路・ため池				法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)										
	道路				令第8条第1号に該当しない			令第8条第1号に該当する行為							
	鉄道線路				令第8条第2号除外規定により該当しない			令第8条第2号に該当する行為							
	飛行場														
	コンクリート（法面除く）														
	コンクリート（法面）														
ゴルフ場、運動場類※															
締め固められた土地															
山地															
人工植生法面															
林地・耕地・原野類															

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

3. 事前相談について

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係るケーススタディ

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する
 ×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

なお、雨水浸透阻害行為の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次に掲げる行為を指します。

許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧

許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲	関係条文
(1) 通常の管理行為、軽易な行為	法第30条ただし書
1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為	令第7条第1号
a) 農地を保全する行為	
イ) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為	
ロ) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為	
ハ) 地表面を全体的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為	
二) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為	
ホ) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為	
b) 林地を保全する行為	
イ) 森林法第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築	
ロ) 作業道の開設	
ハ) 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全体的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う工事を除く。）	
二) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施	
2) 既に舗装されている土地において行う行為	令第7条第2号
3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）	令第7条第3号
4) その他（農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取扱い等）	
(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	法第30条ただし書
一 (3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い	
流域水害対策計画に基づいて行われる行為	法第30条本文

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

3. 事前相談について

● 流出係数

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる流出係数は、土地利用形態ごとに定められています。(平成16年国土交通省告示第521号)

特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号)第20条第3項の規定に基づき、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示を次のように定める。

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示

第1 特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号)第20条第3項に規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数(以下「流出係数」という。)は、別表1から別表4までの上欄に掲げる土地利用の形態の区分に応じ、これらの表の下欄に掲げる値とする。

第2 前項に定める流出係数により難いときは、前項の規定にかかわらず、当該雨水浸透阻害行為を行おうとする区域における雨水の流出試験(以下「現場試験」という。)により得られた値を用いることができる。この場合において、現場試験の方法は、国土交通大臣が別に定める方法によるものとする。

別表1 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する「宅地等」に該当する土地(法第30条第1号関係)

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路(法面を有しないものに限る。)	0.90
道路(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路(法面を有しないものに限る。)	0.90
鉄道線路(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値
飛行場(法面を有しないものに限る。)	0.90
飛行場(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値

別表2 舗装された土地(法第30条第2号関係)

土地利用の形態	流出係数
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0.95
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	1.00

別表3 その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地(法第30条第3号関係)

土地利用の形態	流出係数
ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.50
運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50

別表4 別表1から別表3までに掲げる土地以外の土地

土地利用の形態	流出係数
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

3. 事前相談について

● 土地利用の判別方法

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
宅地等に該当する土地	①宅地	0.90	宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目等を参考に判断する。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。 ・現況において、建物の用に供している土地 ・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地 ・近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地	宅地は、建物の屋根面積のほか、庭等も含めた一団をもって宅地とする。
	②池沼	1.00	常時又は一時的に水面を有する池沼をいう。	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	③水路	1.00	常時又は一時的に水面を有する水路をいう。	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。
	④ため池	1.00	常時又は一時的に水面を有するため池をいう。	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路（法面を有しないものに限る。） ⑥道路（法面を有するものに限る。）	・法面を有しないもの0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。	道路の範囲は、路肩から路肩までの範囲のほか、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。 法面は区分し整理する。 未舗装でも、一般の交通の用に供していれば道路とする。
	⑦鉄道線路（法面を有しないものに限る。） ⑧鉄道線路（法面を有するものに限る。）	・法面を有しないもの0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値	鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。	法面は区分し整理する。
	⑨飛行場（法面を有しないものに限る。） ⑩飛行場（法面を有するものに限る。）	・法面を有しないもの0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値	空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。	法面は区分し整理する。

3. 事前相談について

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
舗装された土地	①コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	0.95	コンクリート等の不透水性の材料で覆われた土地(法面は含まず)をいう。	
	②コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	1.00	コンクリート等の不透水性の材料で覆われた法面をいう。	
	③ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.50	ゴルフ場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
その他おそれのある土地からの流出を雨水係数を増加	④運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.80	運動場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑤ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地(排水施設が設置されたゴルフ場、運動場等を除く)をいう。 施工段階で締め固められた土地であっても、耕起が行われることによって通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態のものは、締め固められた土地に該当しない。	
上記に掲げる土地以外の土地	⑥山地	0.30	平均勾配が10%以上の土地(山地、林地、原野)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分(①~⑤、⑦、⑧)以外の土地で、平均勾配10%以上の土地をいう。
	⑦人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	人工的に造成され、植生に覆われた法面をいう。	
	⑧林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地(山地、林地、原野)をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分(①~⑤、⑦、⑧)以外の土地で、平均勾配10%未満の土地をいう。
			耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。)を含む。)をいう。	

引用：令和4年1月19日 国水政第110号、国水治第145号、国水下水第17号 特定都市河川浸水被害対策法の運用について

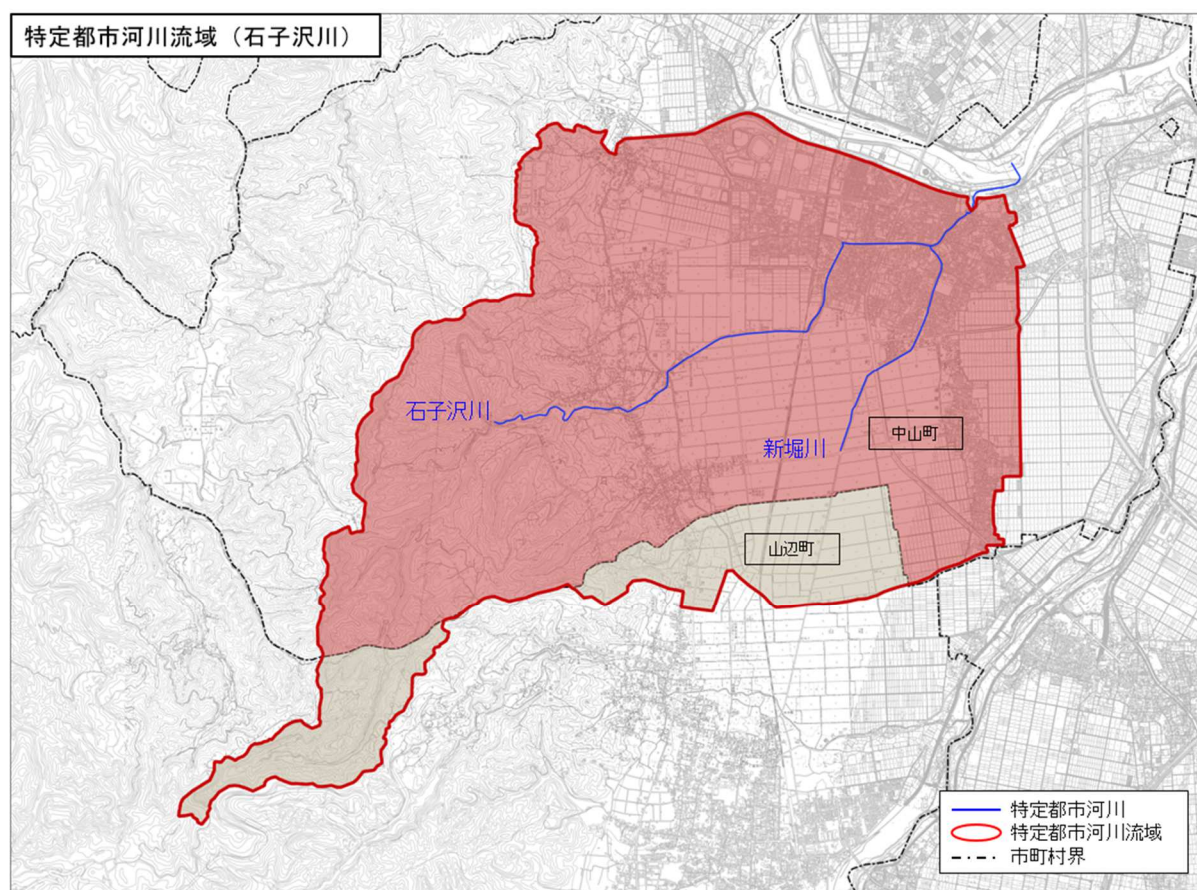
※ 土地利用形態の判断に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点における土地利用について、登記簿に記載された地目、現地写真、航空写真等により判断します。

3.4 【STEP 1-2】 特定都市河川流域内での行為ですか？

山形県のホームページにアクセスして、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定範囲を確認してください。

<https://www.pref.yamagata.jp/180006/tosikasen/usuisintousogai.html>

※ 下図は石子沢川流域の特定都市河川及び特定都市河川流域の指定範囲です



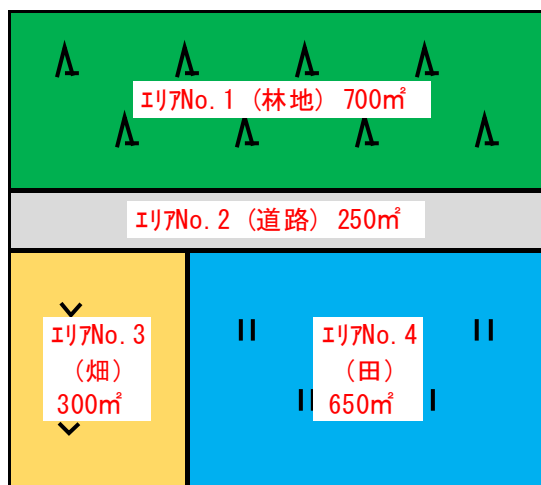
3.5 【STEP 1-3】 現況土地利用を判断します

- ① 行為区域が特定都市河川流域に含まれるかを確認してください。
(図面-1：行為区域位置図【縮尺 1/50,000 以上】)
(図面-2：行為区域区域図【縮尺 1/2,500 以上】)
- ② 開発区域の現況が分かるように表示し、土地利用の形態を判別してください。
(図面-3：現況地形図 (行為前)【縮尺 1/2,500 以上】)
(図面-4：現況土地利用求積図 (行為前)【縮尺 1/2,500 以上】)
(資料-4：現況写真 (写真撮影位置図を添付))

3. 事前相談について

- ③ 行為前(現況)の土地利用を様式-1(現況土地利用区分面積集計表(行為前))に記載してください。

《地形図の例》



現況土地利用区分面積集計表 (行為前)

様式-1

エリアNo	宅地等								舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地				
	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面を有しないに限る。)	道路(法面を有するものに限る。)	鉄道線路(法面を有しないに限る。)	鉄道線路(法面を有するものに限る。)	飛行場(法面を有しないに限る。)	飛行場(法面を有するものに限る。)	コンクリート等不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地
1																		700
2					250													
3																		300
4																		650
小計1					250													1650
小計2	250														1650			
合計									1900									

(単位: m)

3.6 【STEP 1-4】計画の土地利用を判断します

- ① 計画の土地利用の形態を判別してください。
 (図面-5: 土地利用計画図(行為後)【縮尺 1/2,500 以上】)
 (図面-6: 土地利用計画求積図(行為後)【縮尺 1/2,500 以上】)

3. 事前相談について

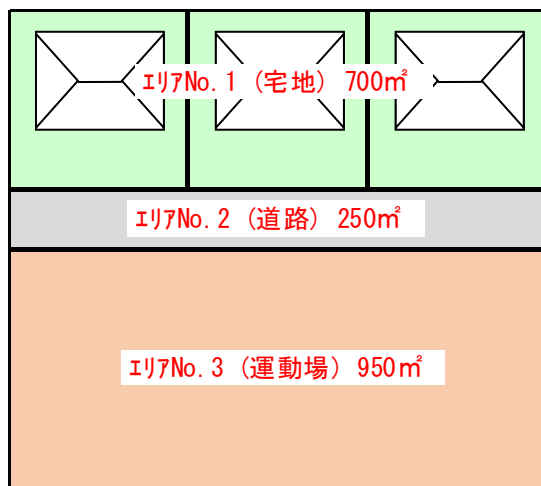
② 計画(行為後)の土地利用を様式-2(計画土地利用区分面積集計表(行為後))に記載してください。

(図面-5：土地利用計画図(行為後)【縮尺 1/2, 500 以上】)

(図面-6：土地利用計画求積図(行為後)【縮尺 1/2, 500 以上】)

(図面-7：排水施設計画平面図【縮尺 1/2, 500 以上】)

《計画図の例》



計画土地利用区分面積集計表(行為後)

様式-2

エリア No	宅地等									舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地				
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線 路(法面を有しないに限る。)	鉄道線 路(法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンク リート 等の不 浸透性 の材料 により 覆われ た土地 (法面 を除く)	コンク リート 等の不 浸透性 の材料 により 覆われ た法面	ゴルフ 場(雨 水を排 除する ための 排水施 設を伴 うもの)	運動場 その他 これに 類する 施設 (雨水 を排除 するた めの排 水施設 を伴う ものに限る)	ロー ラーそ のこれ に類す る建設 機械を 用いて 締めら れた土 地	山地	人工的 に造成 された に覆わ れた法 面	林地、 耕地、 原野そ の他 ロー ラーそ のこれ に類す る建設 機械を 用いて ない土 地	
1	700																		
2					250														
3													950						
小計 1	700				250								950						
小計 2					950								950						
合計																			

(単位：㎡)

3.7 【STEP 1-5】 雨水浸透阻害行為面積を算定します

様式-1、様式-2 より雨水浸透阻害行為面積の算定をします。
 (様式-3：行為前後の土地利用集計表)

土地利用区分		①欄 様式-1 現況土地利用 面積 (m ²) ①	②欄 様式-2 計画土地利用 面積 (m ²) ②	③欄 面積差 (m ²) ②-①	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積 ③欄が (+) の場合、原則該当 該当の場合面積 (m ²) を記入	参考 流出係数	備 考
宅地等	宅 地		700	700	700	0.90	宅地等の区 分同士の増 減は対象と しない。
	池 沼					1.00	
	水 路					1.00	
	た め 池					1.00	
	道路 (法面を有しないものに限る。)	250	250			0.90	
	道路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)					0.90	
	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)					0.90	
	飛行場 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
小 計	250	950	700	700			
舗装された土 地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地 (法面を除く)					0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面					1.00	
	小 計						
その他土地か らの流出雨水 量を増加させ るおそれのある 行為に係る 土地	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うもの)					0.50	
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)		950	950	950	0.80	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地					0.50	
小 計		950	950	950			
上記に掲げる 土地以外の土 地	山 地					0.30	
	人工的に造成された植生に覆われた法面					0.40	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	1,650		-1,650		0.20	
小 計	1,650		-1,650				
合 計		1,900	1,900		1,650		

④欄の合計 m²
 1,000m²以上の場合、申請の対象

(-) の欄は記載不要 (単位: m²)

解説

上記ケースでは、事業エリア 1,900 m²に対し、
 現況で宅地等面積 (道路 250 m²) を除いた 1,650 m²が
 雨水浸透阻害行為面積となり、
 1,000 m²を超えることから、許可申請が必要となります。

- ※ 1,000 m²未満の場合、雨水浸水阻害行為許可申請や対策工事を行う義務はありませんが、浸水被害軽減にご協力をお願いいたします。
- ※ 都市計画法第 29 条 (開発行為の許可) や宅地造成等規制法第 8 条 (宅地造成に関する工事の許可) 等の許可申請が必要な場合は、別途協議が必要となります。

3.8 【STEP 1-6】 事前相談

雨水浸透阻害行為が合計で1,000㎡を超えると判断される場合は、書類を作成し、事前相談をお願いします。

● チェックリスト（様式）

様式番号	名称
様式-1 <input type="checkbox"/>	現況土地利用区分面積集計表（行為前）
	<input type="checkbox"/> 【図面-4】現況土地利用求積図（行為前）の内容が正しく記載されているか <input type="checkbox"/> 単位が㎡であるか <input type="checkbox"/> 合計欄が【様式-2】の合計欄と整合しているか
様式-2 <input type="checkbox"/>	計画土地利用区分面積集計表（行為後）
	<input type="checkbox"/> 【図面-6】土地利用計画求積図（行為後）の内容が正しく記載されているか <input type="checkbox"/> 単位が㎡であるか <input type="checkbox"/> 合計欄が【様式-1】の合計欄と整合しているか
様式-3 <input type="checkbox"/>	行為前後の土地利用集計表 《自動計算されるので入力不要》
	<input type="checkbox"/> 【様式-1】、【様式-2】の内容が正しく記載されているか <input type="checkbox"/> 雨水浸透阻害行為当該面積（④欄）が正しく算出されているか <input type="checkbox"/> 単位が㎡であるか
様式-7 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為許可事前相談書
	<input type="checkbox"/> 事業区域に含まれる全ての地番が記載されているか <input type="checkbox"/> 事業区域の面積が【様式-1】と整合しているか

● チェックリスト（図面）

図面番号	名称
図面-1 <input type="checkbox"/>	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】
	<input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請区域が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 放流先の河川名が明記され、着色等により明確に示されているか <input type="checkbox"/> 申請位置に最も近い主要道路名が明記され、着色等により明確に示されているか
	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】
	<input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請箇所の地番等が示されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 土地の形状が示されているか <input type="checkbox"/> 【図面-1】で示した河川・主要道路が図面内にあれば同じく示されているか <input type="checkbox"/> 市町村界、市内の町又は字の境界があれば示されているか

3. 事前相談について

<p>図面-3 □</p>	<p>現況地形図(行為前)【縮尺1/2,500以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請箇所の地番等が示されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 土地の形状が示されているか(等高線(2m間隔)、現況地盤高が示されているか) <input type="checkbox"/> 既存建物、擁壁等が示されているか
<p>図面-4 □</p>	<p>現況土地利用求積図(行為前)【縮尺1/2,500以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 図と表の数値に矛盾がないか <input type="checkbox"/> 求積方法(CAD計測等)が明示されているか <input type="checkbox"/> 行為(集水)区域の境界並びに現況土地利用形態(流出係数の区分)ごとの面積が表示されているか <input type="checkbox"/> 現況土地利用形態の区分ごとに着色されているか <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請箇所の地番等が示されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 等高線(2m間隔)、現況地盤高が示されているか <input type="checkbox"/> 図面上の土地利用形態と現況【資料-5】が整合しているか
<p>図面-5 □</p>	<p>土地利用計画図(行為後)【縮尺1/2,500以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 地形が示されているか <input type="checkbox"/> 土地利用計画が明示されているか
<p>図面-6 □</p>	<p>土地利用計画求積図(行為後)【縮尺1/2,500以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 図と表の数値に矛盾がないか <input type="checkbox"/> 行為(集水)区域の境界並びに計画土地利用形態(流出係数の区分)ごとの面積が表示されているか <input type="checkbox"/> 計画土地利用形態の区分ごとに着色されているか <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請箇所の地番等が示されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 求積方法(CAD計測等)が明示されているか
<p>図面-7 □</p>	<p>排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】 《事前相談時に作成していれば添付してください》</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適切な縮尺を採用し、明記されているか <input type="checkbox"/> 方位が記載されているか <input type="checkbox"/> 申請区域の境界が赤色で示されているか <input type="checkbox"/> 集水区域、管渠、人孔、柵、その他浸透貯留施設、流下方向、接続状況、吐口位置が示されているか <input type="checkbox"/> 排水系統に問題はないか <input type="checkbox"/> 放流先の名称が記載されているか

3. 事前相談について

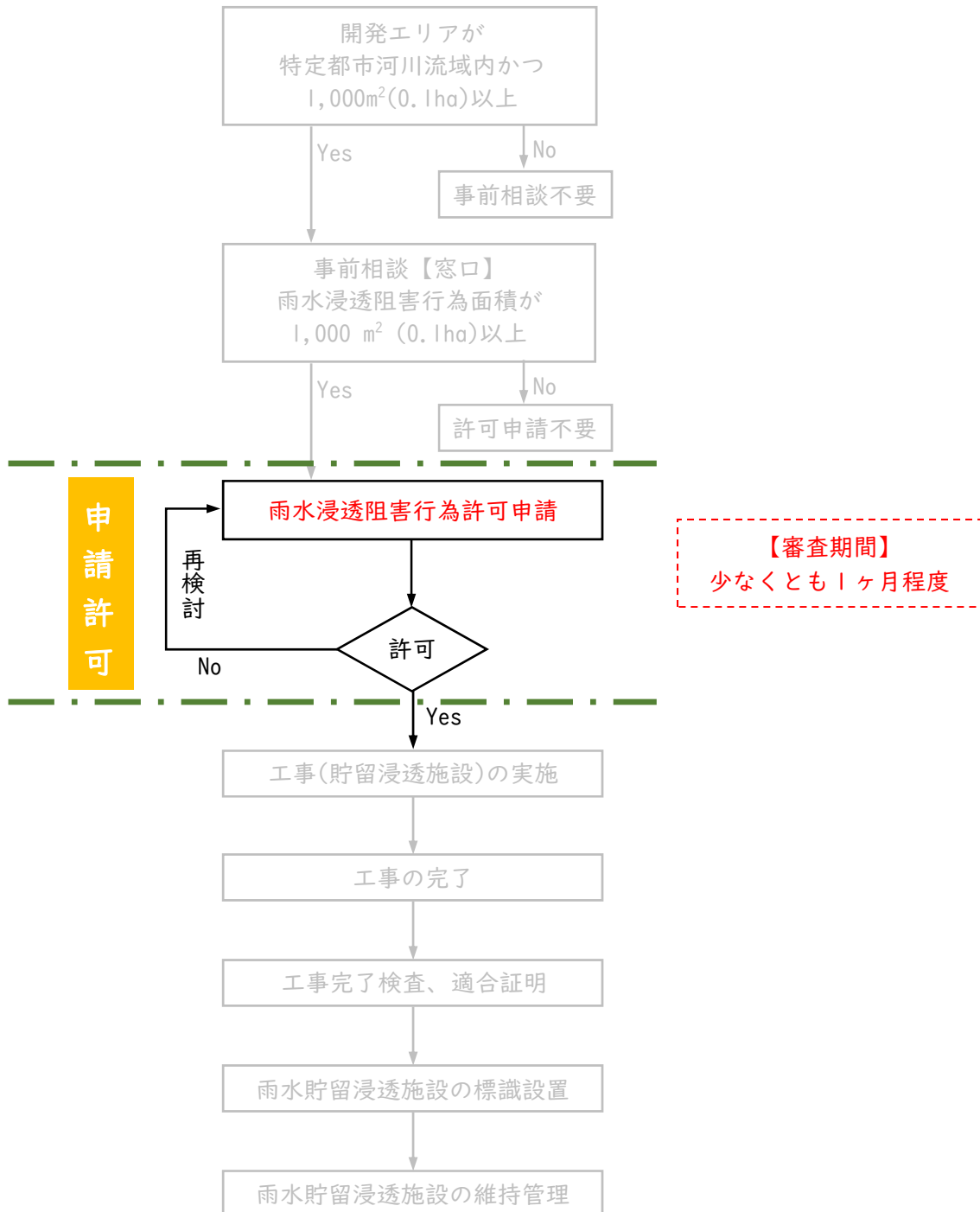
● チェックリスト（資料）

資料番号	名称
資料-1 <input type="checkbox"/>	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し） <input type="checkbox"/> 全ての土地が流域内であるか
資料-2 <input type="checkbox"/>	公図の写し <input type="checkbox"/> 全ての土地が流域内であるか
資料-3 <input type="checkbox"/>	開発許可等に伴う対策量算定結果 《事前相談時に作成していれば添付してください》 <input type="checkbox"/> 開発許可等で要求される対策工事量の算出過程が示されているか <input type="checkbox"/> 開発許可等で要求される対策工事量と計画工事量の比較がされているか
資料-4 <input type="checkbox"/>	現況写真（写真撮影位置図を添付） <input type="checkbox"/> 土地利用形態が容易に判別できるか <input type="checkbox"/> 写真撮影地点、方向が位置図示されているか
資料-6 <input type="checkbox"/>	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し） <input type="checkbox"/> 必要に応じて、委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書等を添付する

4. 申請許可について

4.1 申請許可の流れ

事前相談において雨水浸透阻害面積が1,000 m² (0.1ha) 以上であることが確認された場合、許可申請の対象となります。



4.2 【参考】調整池容量計算システム

対策工事の計画が政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類の作成にあたり、「調整池容量計算システム（Excel ファイル）」を利用することができます。

調整池容量計算システムは、国土交通省が、宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算で算出するために提供したものです。

システムを使用される前に必ずユーザーズマニュアル（国土交通省のホームページ）をご参照ください。

また、技術的サポートなど各種サポートについては、対応しておりませんので予めご了承ください。

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

水管理・国土保全

水管理・国土保全トップ > 河川 > ダム > 砂防 > 海岸 > 水資源 > 下水道 > 防災 > 環境 > 利用 > 国際 > 情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 指針・マニュアル・ガイドライン等 > 調整池容量計算システム

調整池容量計算システム

貯留池容量計算システムでは、宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算することができます。雨水貯留浸透施設の必要容量等の概算を行う際の参考資料としてご利用ください。

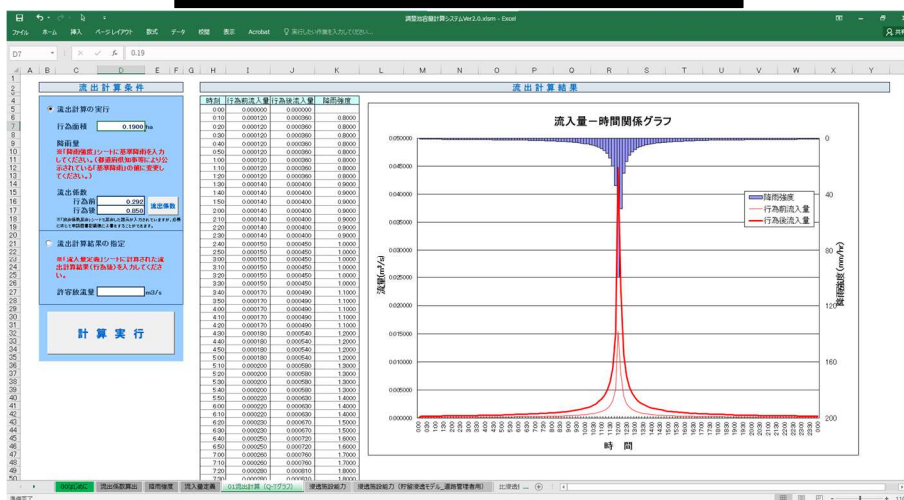
※システムの機能を改善し、Ver2.0としてリリースしました。詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

- [調整池容量計算システムVer2.0](#) ダウンロード **NEW!**
- [許可申請図書様式集](#)
- [ユーザーズマニュアルVer2.0](#) (PDF:9.87MB) **NEW!**

注意事項

- 技術的サポートなど各種サポートについては、行うことが出来ませんので予めご了承ください。
- システムを使用される前に必ずユーザーズマニュアルをご参照下さい。

調整池容量計算システム（エクセル）のイメージ



4.3 【STEP 2-1】行為前後の流出係数を算出

雨水浸水阻害行為前後の面積(ha)を、様式-3 集計結果により入力してください。入力値は、雨水浸水阻害行為面積ではなく、開発区域全体の面積としてください。

(様式-4：雨水浸水阻害行為前後の平均流出係数)

※ 調整池容量計算システムの利用を考慮し、単位は「ha」としております

※ 流出係数は平成 16 年国土交通省告示第 521 号によるものとします

様式-4

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

行為区域位置 住所：東村山郡〇〇町〇〇
 行為面積 0.1650 ha
 行為前後の土地利用区分

区分		土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90		0.0700
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0250	0.0250
		道路(法面を有するもの)			
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90		
		鉄道線路(法面を有するもの)			
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
		飛行場(法面を有するもの)			
宅地等以外の土地	関第2連号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95		
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00		
	第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50		
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80		0.0950
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
	土第3記号第1の掲号土げか地ら	山地	0.30		
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.20	0.1650		
その他					
面積計				0.1900	0.1900
平均流出係数				0.292	0.850

4.4 【STEP 2-2】 基準降雨を確認

基準降雨（公示）は山形県公報に登載しております。

調整池容量計算システムを利用する場合は、県ホームページの「(河川名)川流域の降雨強度データ(エクセル)」を貼り付けて利用することができます。

※ 下表は石子沢川流域（中山町、山辺町）の基準降雨です

石子沢川流域の降雨強度データ（エクセル）

石子沢川流域・降雨強度

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	0.8000	6	0-10	1.4000	12	0-10	50.4000	18	0-10	1.4000
	10-20	0.8000		10-20	1.5000		10-20	25.2000		10-20	1.4000
	20-30	0.8000		20-30	1.5000		20-30	16.6000		20-30	1.3000
	30-40	0.8000		30-40	1.6000		30-40	12.3000		30-40	1.3000
	40-50	0.8000		40-50	1.6000		40-50	9.8000		40-50	1.3000
	50-60	0.8000		50-60	1.7000		50-60	8.1000		50-60	1.2000
1	0-10	0.8000	7	0-10	1.7000	13	0-10	6.9000	19	0-10	1.2000
	10-20	0.8000		10-20	1.8000		10-20	6.1000		10-20	1.2000
	20-30	0.9000		20-30	1.8000		20-30	5.4000		20-30	1.2000
	30-40	0.9000		30-40	1.9000		30-40	4.8000		30-40	1.1000
	40-50	0.9000		40-50	2.0000		40-50	4.4000		40-50	1.1000
	50-60	0.9000		50-60	2.0000		50-60	4.0000		50-60	1.1000
2	0-10	0.9000	8	0-10	2.1000	14	0-10	3.7000	20	0-10	1.1000
	10-20	0.9000		10-20	2.2000		10-20	3.5000		10-20	1.1000
	20-30	0.9000		20-30	2.3000		20-30	3.3000		20-30	1.0000
	30-40	1.0000		30-40	2.4000		30-40	3.1000		30-40	1.0000
	40-50	1.0000		40-50	2.5000		40-50	2.9000		40-50	1.0000
	50-60	1.0000		50-60	2.7000		50-60	2.7000		50-60	1.0000
3	0-10	1.0000	9	0-10	2.8000	15	0-10	2.6000	21	0-10	1.0000
	10-20	1.0000		10-20	3.0000		10-20	2.5000		10-20	1.0000
	20-30	1.0000		20-30	3.1000		20-30	2.4000		20-30	0.9000
	30-40	1.1000		30-40	3.4000		30-40	2.3000		30-40	0.9000
	40-50	1.1000		40-50	3.6000		40-50	2.2000		40-50	0.9000
	50-60	1.1000		50-60	3.9000		50-60	2.1000		50-60	0.9000
4	0-10	1.1000	10	0-10	4.2000	16	0-10	2.0000	22	0-10	0.9000
	10-20	1.1000		10-20	4.6000		10-20	1.9000		10-20	0.9000
	20-30	1.2000		20-30	5.1000		20-30	1.9000		20-30	0.9000
	30-40	1.2000		30-40	5.7000		30-40	1.8000		30-40	0.9000
	40-50	1.2000		40-50	6.5000		40-50	1.7000		40-50	0.8000
	50-60	1.2000		50-60	7.5000		50-60	1.7000		50-60	0.8000
5	0-10	1.3000	11	0-10	8.9000	17	0-10	1.6000	23	0-10	0.8000
	10-20	1.3000		10-20	10.9000		10-20	1.6000		10-20	0.8000
	20-30	1.3000		20-30	14.2000		20-30	1.5000		20-30	0.8000
	30-40	1.3000		30-40	20.0000		30-40	1.5000		30-40	0.8000
	40-50	1.4000		40-50	33.7000		40-50	1.5000		40-50	0.8000
	50-60	1.4000		50-60	99.8000		50-60	1.4000		50-60	0.8000

※ 省令第21条第2項

前項の基準降雨は、継続時間を24時間とする中央集中型波形の降雨の降雨強度値の10分ごとの推移を表により示すものです。

※ 降雨強度値

ある定められた時刻時間に測定された降水量を1時間あたりに換算したものであり、単位はmm/h。

4.5 【STEP 2-3】 行為前後の各時間(10分)毎流出雨水量を算定

- ① 雨水浸水阻害行為前後の最大流出雨水量を様式-5 もしくは、「調整池容量計算システム」により算出してください。

(様式-5：雨水浸水阻害行為前後の最大流出雨水量)

雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m³/s)
 f: 流出係数 (様式-4より)
 r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h)
 A: 集水面積 (ha) (様式-4より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.292 \times 99.8 \times 0.1900 = 0.01538 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.850 \times 99.8 \times 0.1900 = 0.04477 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって、

$$0.04477 \text{ m}^3/\text{s} - 0.01538 \text{ m}^3/\text{s} = 0.02939 \text{ m}^3/\text{s}$$

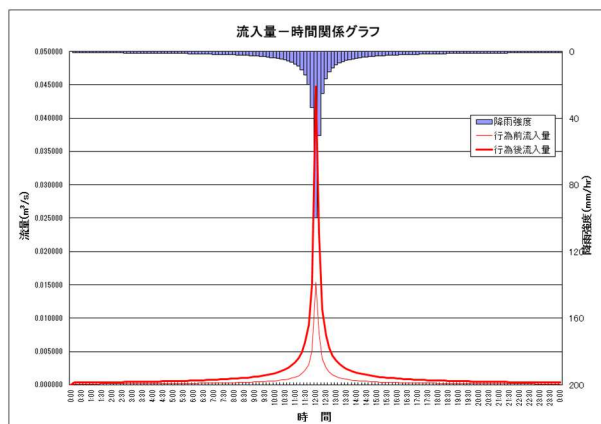
0.02939 m³/s分をカットする対策が必要。

- ② 流出雨水量の最大値の確認

「調整池容量計算システム」を使用し、様式-4の数値を[流出係数算出]シートに入力すると、[01 流出計算(Q-T グラフ)]シートにグラフが作成されます。計算結果が、様式-5の最大雨量流出量(行為前後)と同様か確認してください。

時刻	行為前流入量	行為後流入量	降雨強度
0:00	0.000000	0.000000	
0:10	0.000120	0.000360	0.8000
0:20	0.000120	0.000360	0.8000
0:30	0.000120	0.000360	0.8000
0:40	0.000120	0.000360	0.8000
0:50	0.000120	0.000360	0.8000
1:00	0.000120	0.000360	0.8000
1:10	0.000120	0.000360	0.8000
S			
11:30	0.002190	0.006370	14.2000
11:40	0.003080	0.008970	20.0000
11:50	0.005190	0.015120	33.7000
12:00	0.015380	0.044770	99.8000
12:10	0.007770	0.022610	50.4000
12:20	0.003880	0.011300	25.2000
12:30	0.002560	0.007450	16.6000
12:40	0.001900	0.005520	12.3000
12:50	0.001510	0.004400	9.8000
S			

調整池容量計算システム (エクセル) 使用

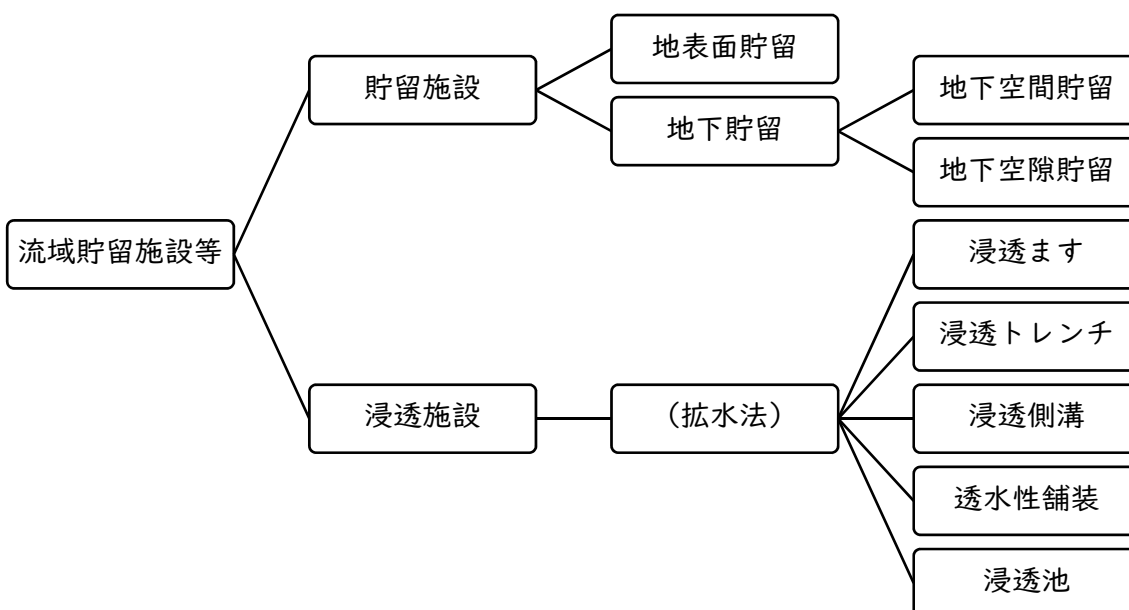


4.6 【STEP 2-4】対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模を設定

雨水貯留浸透対策工事では、その方法を調整池による貯留方式のほかに、浸透施設による対策または貯留施設と浸透施設を併用する方法があります。

<対策工法 構造及び設備>

雨水貯留浸透施設の構造型式に関しては、一般的に考えられる分類について、以下のとおり「増補改訂流域貯留施設等技術指針(案)」(平成19年3月公益社団法人雨水貯留浸透施設技術協会)より示されています。



浸透施設を対策工事として見込むときは、浸透施設の能力を評価した上で、これを低減可能流量に換算し、基準降雨から算定される流出雨水量から控除することになります。

浸透施設の能力は、対策工事を施行する箇所の地質特性を現地試験により確認した上で設定することを標準とします。

具体的な浸透能力の評価手法としては、以下の指針などを参考にして合理的な方法を用いてください。

- ・「増補改訂雨水浸透施設技術指針(案)(調査・計画編)」
(令和2年12月公益社団法人雨水貯留浸透技術協会)

雨水貯留施設（調整池）の例

- ① 対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模を設定します。以下は雨水貯留施設（調整池）を設置する場合の例です。

（様式-6：政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類）
 （図面-8：対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図）
 （図面-9：対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図）
 （図面-10：標識設置（候補地）位置図【縮尺 1/2, 500 以上】）

- ② 調整池容量の概算 [調整池容量計算システム]

[03-①調整池容量の概算]シートに、調整池高を入力後、「計算実行」ボタンにて必要容量及びオリフィス径の概算が自動計算されます。

調整池容量計算システム（エクセル）使用

※①自然調節方式により調整池容量を概算する場合に入力してください

入力条件		計算実行	概算結果	
行為後ピーク流入量 (浸透考慮後)	0.044770 m ³ /s			必要容量
調整池諸元 許容放流量 (行為前ピーク流入量)	0.015380 m ³ /s	オリフィス径(円管、直径)		0.086 m
調整池高	1.000 m			
浸透施設条件	浸透施設なし			

- ③ 調節計算 [調整池容量計算システム]

[04-①調節計算(自然調節方式)]シートに、設定調整池の諸元を入力後、「計算実行」ボタンにて対策量及び評価が自動計算されます。

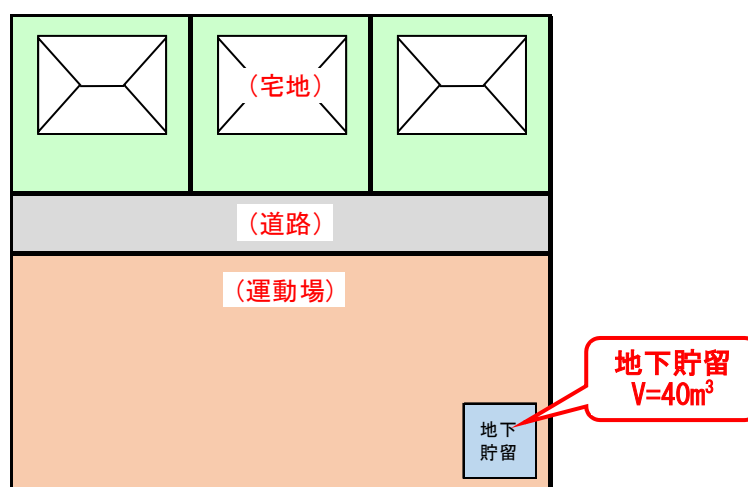
総合評価が「NG」の場合、調整池諸元を変えてトライアル計算することで、対策量が算定できます。

調整池容量計算システム（エクセル）使用

入力条件				計算実行	計算結果	
設定調整池諸元		行為後流入量				総合評価
水渠-容量		放流口形状 (口径)	行為後ピーク流入量 (浸透考慮後)	放流量評価		O.K (許容放流量以下)
No	水深H(m)	容量V(m ³)	許容放流量 (行為前ピーク流入量)	池容量評価		O.K (30m3増分NG)
1	0.000	0.00	0.015380 m ³ /s	最大放流量		0.015305 m ³ /s
2	1.000	40.00		池内最大水深	0.865 m	
3				池内最大ボリューム	34.61 m ³	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						

4. 申請許可について

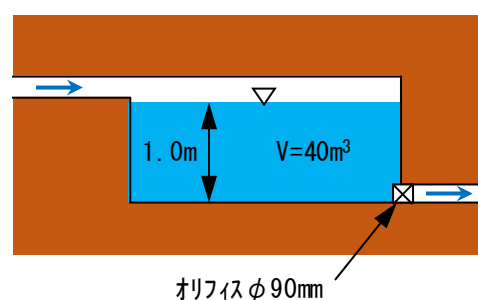
④ 運動場の地下に容量 40m^3 の地下調整池を設置する例。



地下調整池諸元表

貯留面積	40m^2
計画貯留水深	1.0m
計画貯留容量	40m^3
放流オリフィス	$\phi 90\text{mm}$

地下調整池断面図



4.7 【STEP 2-5】 対策工事による流出雨水量制御結果の作成

「調整池容量計算システム」を使用し、雨水貯留浸透施設によって行為前流出雨水量最大値まで制御可能な証明資料を作成する必要があります。

(様式-6:政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類)

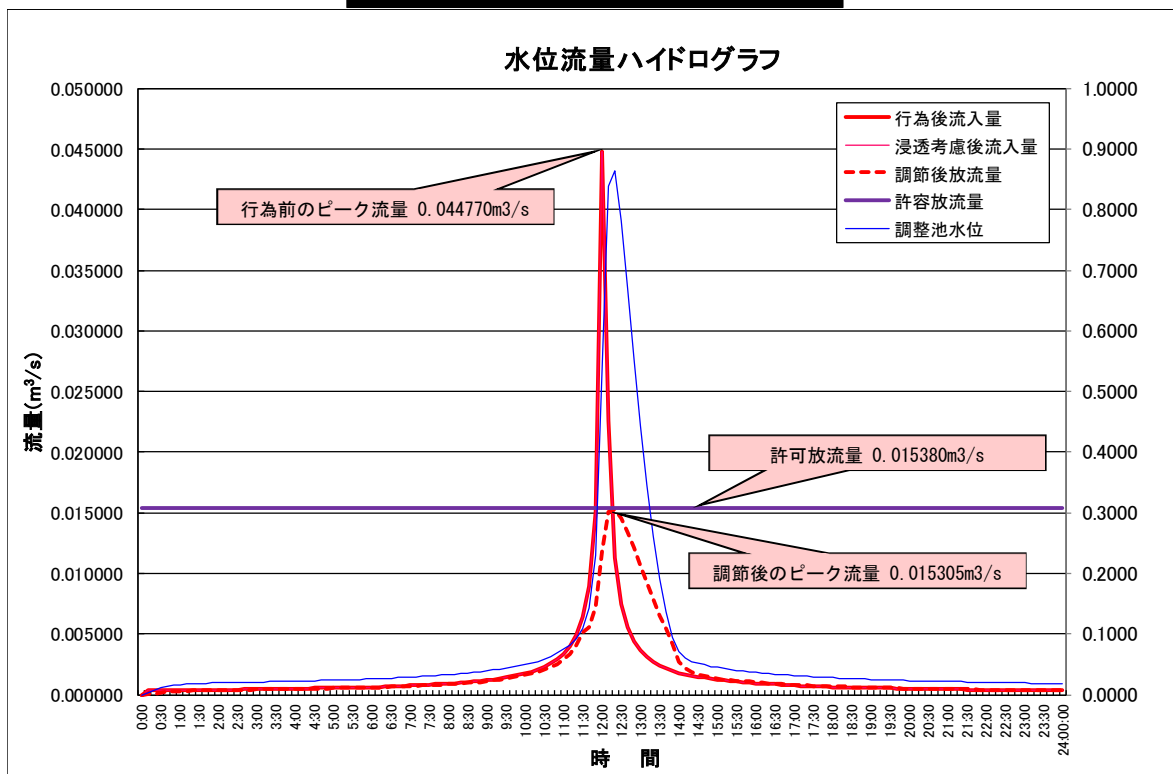
様式-5の例示では、行為前最大流出雨水量 $Q=0.01538\text{ m}^3/\text{s}$ に対し、行為後は $Q=0.04477\text{ m}^3/\text{s}$ となっています。

よって、雨水貯留浸透施設の設置により、行為前の $Q=0.01538\text{ m}^3/\text{s}$ 以下に放流量を抑えることが必要であり、それを証明する資料を作成することとなります。(以下の例示を参照)

※ 自然調節方式の場合、放流オリフィスの敷高が、排水先水位の影響を受けないことを確認してください。

4. 申請許可について

調整池容量計算システム（エクセル）使用



時刻	行為後流入量	浸透考慮後流入量	許容放流量	調節後放流量	調整池水位
11:40	0.008970	0.008970	0.015380	0.005549	0.1438
11:50	0.015120	0.015120	0.015380	0.007239	0.2285
12:00	0.044770	0.044770	0.015380	0.011825	0.5347
12:10	0.022610	0.022610	0.015380	0.015053	0.8385
12:20	0.011300	0.011300	0.015380	0.015305	0.8651
12:30	0.007450	0.007450	0.015380	0.014510	0.7822
12:40	0.005520	0.005520	0.015380	0.013364	0.6704

最大

<調整池容量計算方法>

(基本：厳密法) 特定都市河川浸水被害対策法ガイドラインより

○貯留規模の算定

調整池容量は流入量 Q_{in} と流出量 Q_{out} との差分を貯留する。

$$\frac{dV}{dt} = Q_{in}(t) - Q_{out}(t) = (Q(t) - Q_p) - Q_{out}(t)$$

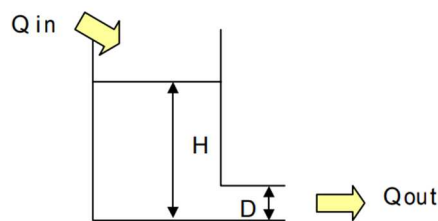
○放流量の算定 (自然放流方式の場合)

$$H \leq 1.2D \quad : \quad Q_{out} = c^1 a^{1/2} H(t)^{2/3}$$

$1.2D < H(t) < 1.8D$: $H=1.2D$, $H=1.8D$ の Q_{out} を直線近似

$$H(t) \geq 1.8D \quad : \quad Q_{out} = c \cdot a \cdot \sqrt{2g(H(t) - \frac{1}{2}D)}$$

ここに、 $Q_{in}(t)$: 調整池への流入量 (m^3/s)、 $Q_{out}(t)$: 調整池からの放流量 (m^3/s)、 Q_t : 行為区域からの流出雨水量 (m^3/s)、 V : 調整池の貯留量 (m^3)、 C, C' : 放流口の流量係数 $c=0.6$, $c'=1.8$, a : 放流口の断面積 (m^2)、 $H(t)$: 調整池の水位 (m)、 D : 放流口の径 (m)、 t : 計算時刻 (s)



調整池容量計算は、 Q_{out} が行為前の最大流出量 $Q=0.015380m^3/s$ 以下になるような調整池諸元を繰り返し計算し求めたもの

4.9 【STEP 2-7】 雨水浸透阻害行為許可申請

書類を作成し雨水浸透阻害行為の許可申請を提出してください。

様式-4～6 は調整池容量計算システムから出力したのものでも構いません。

● チェックリスト（様式）

様式番号	名称
様式-1 <input type="checkbox"/>	現況土地利用区分面積集計表（行為前）※
様式-2 <input type="checkbox"/>	計画土地利用区分面積集計表（行為後）※
様式-3 <input type="checkbox"/>	行為前後の土地利用集計表 ※
様式-4 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数
	<input type="checkbox"/> 【様式-3】の内容が正しく反映されているか
	<input type="checkbox"/> 単位がhaであるか
	<input type="checkbox"/> 面積計は雨水浸透阻害行為面積でなく、開発区域面積で記載されているか
様式-5 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量
	<input type="checkbox"/> 流出雨水量の考え方や諸元、計算に誤りがないか
様式-6 <input type="checkbox"/>	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類
	<input type="checkbox"/> 考え方、計算に誤りがないか
様式-8 <input type="checkbox"/>	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書
	<input type="checkbox"/> 施設の所在、管理の責任者が記載されているか
	<input type="checkbox"/> 管理する施設の位置、範囲及び機能の概要がわかる図面が添付されているか
様式-9 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書
	<input type="checkbox"/> 区域に含まれる地域の名称に全ての地番が記載されているか
	<input type="checkbox"/> 区域の面積が【様式-4】【様式-5】【様式-6】と整合しているか
別記様式第二 <input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書
	<input type="checkbox"/> 「許可申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか （法第30条の場合は「許可申請」、法第35条の場合は「協議」）
	<input type="checkbox"/> 申請日（日付）が記入されているか
	<input type="checkbox"/> 申請先（知事等）の記入が正しいか
	<input type="checkbox"/> 申請者の住所、氏名が記入されているか
	<input type="checkbox"/> 「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が【様式-7】や【図面-1】、【図面-2】と整合しているか
	<input type="checkbox"/> 「2 雨水浸透阻害行為区域の面積」が【様式-3】と整合しているか
	<input type="checkbox"/> 「3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」は工事計画概要が簡潔に記載されているか
	<input type="checkbox"/> 「4 対策工事の計画の概要」は対策工事概要が簡潔に記載されているか
	<input type="checkbox"/> 「5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」「6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」は【資料-6】と整合しているか
<input type="checkbox"/> 「7 対策工事の着手予定日」「8 対策工事の完了予定日」は【資料-6】と整合しているか	
<input type="checkbox"/> 「9 その他必要な事項」が記載されている場合、協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか	

※ 事前相談で作成したものを使用してください

4. 申請許可について

● チェックリスト（図面）

図面番号	名 称
図面-1 □	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】※
図面-2 □	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】※
図面-3 □	現況地形図（行為前）【縮尺1/2,500以上】※
図面-4 □	現況土地利用求積図（行為前）【縮尺1/2,500以上】※
図面-5 □	土地利用計画図（行為後）【縮尺1/2,500以上】※
図面-6 □	土地利用計画求積図（行為後）【縮尺1/2,500以上】※
図面-7 □	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】※ 《事前相談で未提出であれば作成してください》
図面-8 □	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図【縮尺1/2,500以上】 □ 適切な縮尺を採用し、明記されているか □ 方位が記載されているか □ 申請区域の境界が赤色で示されているか □ 対策工事の計画位置（貯留）又は計画区域（浸透）及び集水区域が表示され、対策工事の計画の内容が反映されているか
図面-9 □	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 ・雨水貯留浸透施設の形状【縮尺1/2,500以上】 ・雨水貯留浸透施設の構造の詳細【縮尺1/500以上】 （プラスチック製品の品質証明書など） □ 施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか □ 施設の構造の詳細が示されているか （流入口、放流口などの施設の構造及び寸法の表示） □ 雨水浸透施設を採用する場合、現地試験の結果が示されているか □ 対策工事の計画内容が反映されているか
図面-10 □	標識設置（候補地）位置図【縮尺1/2,500以上】 □ 住民等から見やすい位置にありますか（擁壁貼り付け可）

※ 事前相談で作成したものを使用してください

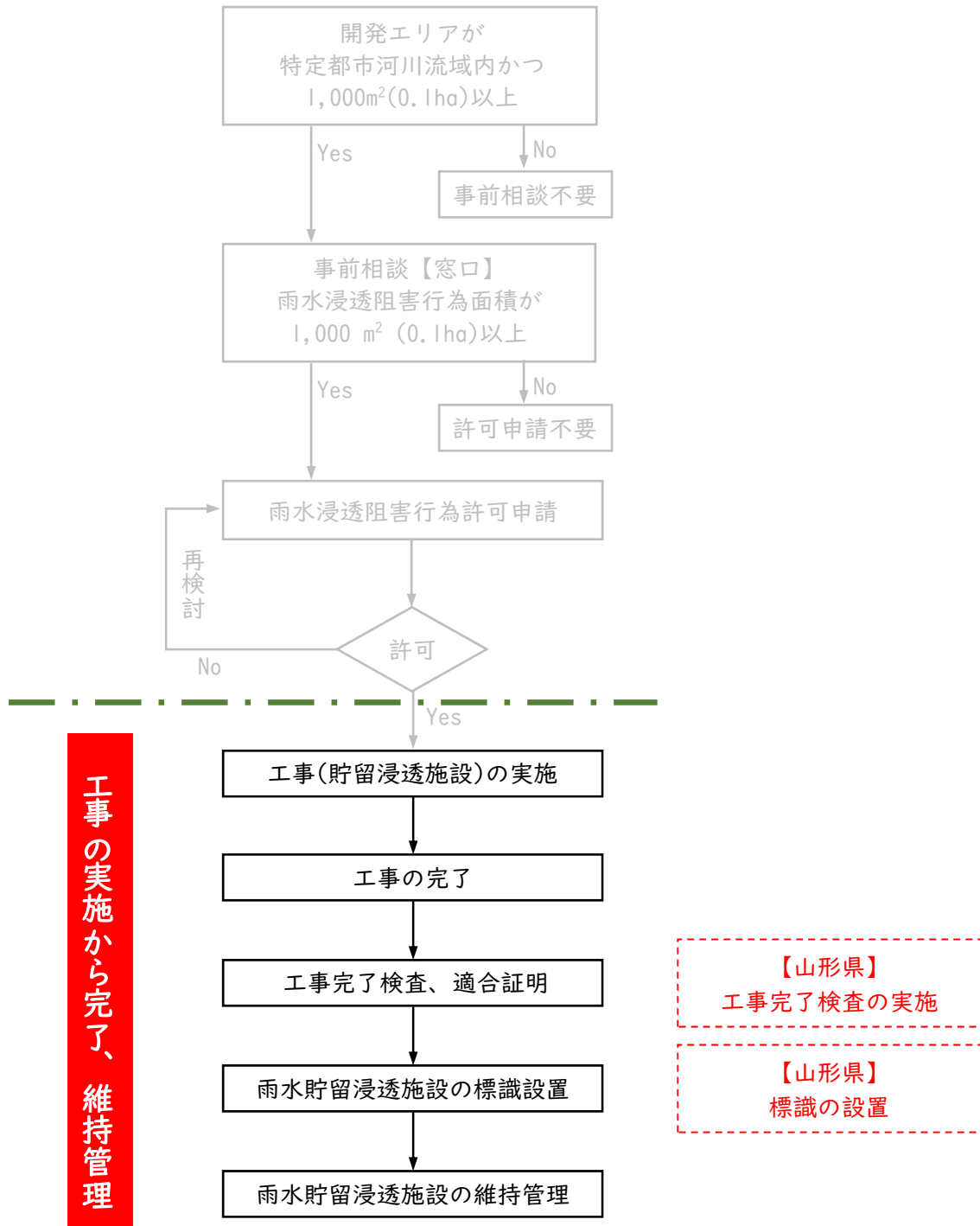
● チェックリスト（資料）

資料番号	名 称
資料-1 □	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）※
資料-2 □	公図の写し ※
資料-3 □	開発許可等に伴う対策量算定結果 ※ 《事前相談で未提出であれば作成してください》
資料-4 □	現況写真（写真撮影位置図を添付）※
資料-5 □	工事工程表 □ 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手・完了予定日は記載されているか □ 対策工事の着手・完了予定日は記載されているか □ 主要工種の工程は記載されているか
資料-6 □	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）※

※ 事前相談で作成したものを使用してください

5. 工事の実施から完了、維持管理について

5.1 雨水貯留浸透施設工事の実施から完了、維持管理の流れ



- 工事の実施に関する提出書類は以下のとおりです。
 - 工事着手時の届出
(様式-12：雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書)
 - 申請内容に変更があった場合の変更申請や届出
(様式-10：雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書)
(様式-11：雨水浸透阻害行為変更届出書)

➤ 工事完了時の届出

(別記様式第三：雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書)

● 雨水貯留浸透施設の標識を山形県が設置します。

➤ 山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例（抜粋）

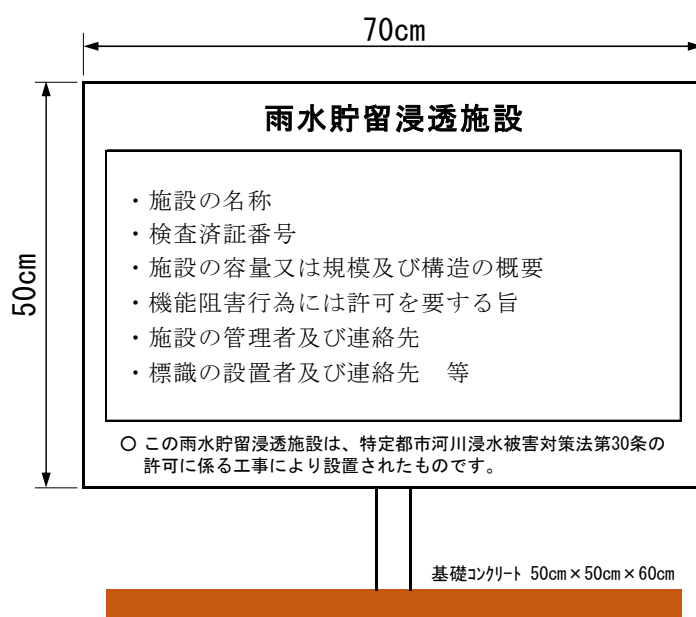
第3条雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

➤ 標識は、流域内住民等に対し、技術的基準に適合する施設であり、特定都市河川流域内で浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知するために設置します。

なお、設置の際に、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置、時期等については御相談させていただきます。



標識のイメージ

- その他（工事廃止届出、許可申請協議）
 - 雨水浸水阻害行為に関する工事の廃止届出
（別記様式第四：雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書）
 - 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請協議
（別記様式第六：雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書）

5.2 維持管理

完成後の雨水貯留浸透施設の機能を確保するため、施設の維持管理に努めてください。

（様式-8：雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書）

- 浸透施設の維持管理
浸透施設では目づまりのために浸水機能が低下することにより、施設内がいつまでも湛水することや、施設外へ溢水することもあります。このような状態を放置しておく、機能回復を試みても復帰しないということにもなります。
目づまりによる浸透能力の低下を防止し、かつ安定的に機能が発揮できるように努めてください。
- 貯留施設の維持管理
貯留施設は、維持管理が適正に行われることにより、その機能を長期にわたって発揮することができます。
治水機能の維持管理に努めてください。
- 安全対策
雨水貯留浸透施設は、生活空間と密着した位置に設置されるため、雨水貯留浸透施設の所有者または管理者が安全対策（事故防止）に配慮し、必要に応じ適切な設備を設ける必要があります。

6. 様式集

● 事前相談

様式番号	名称	備考
様式-1	現況土地利用区分面積集計表(行為前)	
様式-2	計画土地利用区分面積集計表(行為後)	
様式-3	行為前後の土地利用集計表	
様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	

● 許可申請

様式番号	名称	備考
様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	システム出力可
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量	システム出力可
様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	システム出力可
様式-8	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	
様式-9	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	施行規則第16条

● 工事の実施から完了他

様式番号	名称	備考
様式-10	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	
様式-11	雨水浸透阻害行為変更届出書	
様式-12	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	施行規則第26条
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	施行規則第26条
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書	施行規則第29条

● 参考様式

	名称	備考
参考-1	雨水浸透阻害行為許可通知書	
参考-2	雨水浸透阻害行為変更許可通知書	
参考-3	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	
参考-4	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可通知書	

※ 様式は、山形県ホームページからダウンロードができます。

<https://www.pref.yamagata.jp/180006/tosikasen/usuisintousogai.html>

様式一 1

現況土地利用区分面積集計表（行為前）

エリア No	宅地等										舗装された土地			その土地からの流出 雨水を増加させるお それのある行為に係る 土地			左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法有しもの ないに限る。)	道路 (法有するもの に限る。)	鉄道線 (法有しもの ないに限る。)	鉄道線 (法有するもの に限る。)	飛行場 (法有しもの ないに限る。)	飛行場 (法有するもの に限る。)	コ リ ン ク ト 等 の 浸 透 性 の 材 料 に よ り 覆 わ れ た 土 地 (法 を 除 く)	コ リ ン ク ト 等 の 浸 透 性 の 材 料 に よ り 覆 わ れ た 土 地	ゴ ル フ 場 水 除 た め の 排 水 施 設 を も つ もの	運 動 場 の 他 に お け る 種 類 の 施 設 (雨 水 を 排 除 す る た め の 排 水 施 設 を 伴 う もの に限る)	ロ ウ ラ の 他 に お け る 種 類 の 建 設 機 械 を 用 い て 固 め ら 	山 地	人 工 的 に 造 成 さ れ た 植 生 に 覆 わ れ た 法 面	林 地, 耕 地, 原 野 そ の 他 に お け る 種 類 の 建 設 機 械 を 用 い て な い 土 		
																			宅	沼
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
小計1																				
小計2																				
合 計																				

(単位：㎡)

様式一 2

計画土地利用区分面積集計表（行為後）

エリア No	宅地等										舗装された土地			その他土地からの流出 雨水量を増加させるお それのある行為に係る 土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 （法有し ないに 限る。）	道路 （法有す るに 限る。）	鉄道線 （法有 ないに 限る。）	鉄道線 （法有す るに 限る。）	飛行場 （法有し ないに 限る。）	飛行場 （法有す るに 限る。）	コンクリ ート等 の不透 透材料 により 覆われ た地面 （法除 く）	コンクリ ート等 の不透 透材料 により 覆われ た地面	ゴルフ 場（雨 水を排 除す ための 排水設 置を もつ もの）	運動場 その他 これに 類する 施設 （雨水 を排 除す ための 排水設 置を 伴う もの に限 る）	ローラ ーの他 に類す る機械 を用い て締め られた 土地	山地	人工的 に造成 された 植生に 覆われ た地面	林地、 耕地、 原野そ の他 ローラ ーの他 に類す る機械 を用い ない土 地	
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
小計1																			
小計2																			
合計																			

（単位：㎡）

様式-3

行為前後の土地利用集計表

土地利用区分	土地利用区分	①欄 様式-1 現況土地利用面積 (㎡) ① 様式-1 小計1の欄			②欄 様式-2 計画土地利用面積 (㎡) ② 様式-2 小計1の欄			③欄 面積差 (㎡) ②-①		④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積		参考 流出係数	備考
		宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)		
宅地等	宅地											0.90	
	池沼											1.00	
	水路											1.00	
	ため池											1.00	
	道路 (法面を有しないものに限る。)											0.90	
	道路 (法面を有するものに限る。)											加重平均	
	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)											0.90	
	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)											加重平均	
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)											0.90	
	飛行場 (法面を有するものに限る。)											加重平均	
小計													
舗装された土地	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた土地 (法面を除く)											0.95	
	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面											1.00	
その他土地からの流出雨水を増加させるおそれのある行為に係る土地	小計												
	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うもの)											0.50	
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)											0.80	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地											0.50	
上記に揚げる土地以外の土地	小計												
	山地											0.30	
	人工的に造成された植生に覆われた法面											0.40	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地											0.20	
	小計												
合計													

(-) の欄は記載不要 (単位: m)

④欄の合計 ㎡
1,000㎡ (0.1ha) 以上の場合、申請の対象

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

行為区域位置 _____
 行為面積 _____
 行為前後の土地利用区分 _____

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90		
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路(法面を有しないもの)	0.90		
		道路(法面を有するもの)			
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90		
		鉄道線路(法面を有するもの)			
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
		飛行場(法面を有するもの)			
宅地等以外の土地	関第2連号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95		
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00		
	第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50		
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80		
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
	土第3記号第1の掲号土げか地るら	山地	0.30		
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
		林地, 耕地, 原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20		
	その他				
	面積計				
平均流出係数			#DIV/0!	#DIV/0!	

※ 様式-1, -2, 図面-3, -4, -5, -6参照

雨水浸透阻害行為前後の最大流出雨水量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m^3/s)

f: 流出係数 (様式-4より)

r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h)

A: 集水面積 (ha) (様式-4より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \quad \times 99.8 \times \quad = \quad 0 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \quad \times 99.8 \times 0.0000 = \quad 0 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

$$0.00000 \text{ m}^3/\text{s} - 0.00000 \text{ m}^3/\text{s} = 0.00000 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.00000 m^3/s 分をカットする対策が必要。

6. 様式集

様式 - 7

No. _____

雨水浸透阻害行為許可事前相談書

事前相談日時	令和 年 月 日 () : ~ :
事業区域に含まれる地域の名称	
事業区域の面積	
予定する事業の計画の内容	
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所 氏 名
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所 氏 名 連絡先 () 担当者名

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

※処理欄	事前相談担当者名 _____
雨水浸透阻害行為面積	m ²
雨水浸透阻害行為許可申請	(要 ・ 不要)
許可申請不要の理由	_____
備考	_____
結果の連絡	令和 年 月 日 済 (<input type="checkbox"/> Tel <input type="checkbox"/> 来庁) 連絡した相手名

※印欄は記入しない

○ 雨水浸透阻害行為の許可が『必要』の場合

- ・ 事業計画を実施する場合は、対策工事の流末となる排水施設等について、関係機関と協議するとともに、特定都市河川浸水被害対策法における所定の許可申請手続きを行ってください。

○ 雨水浸透阻害行為の許可が『不要』の場合

- ・ 土地利用計画が変更になった事業や、期間が5年程度となる一連の区域での事業は、雨水浸透阻害行為の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「特定都市河川流域内において居住し、又は事業を営む者は、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努める（特定都市河川浸水被害対策法第5条第2項）」等の努力義務規定が明記されていますので、浸水被害軽減にご協力をお願いいたします。

様式-8

雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住 所：
 設 置 者： 印
 連絡先(tel)： 担当者()
 (※外部委託を行っている場合)
 住 所：
 管理受託者：
 連絡先(tel)： 担当者()

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた流域において、

法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設

法第35条「雨水浸透阻害行為の協議」
 透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、次のとおり管理を実施します。

第1条 この管理実施計画書における雨水貯留浸透施設は、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制することを目的とした

雨水を一時的に貯留するための雨水調整池です。(基)

雨水を一時的に貯留するための雨水貯留施設です。(基)

雨水を浸透させるための雨水浸透施設です。

(浸透ます 基、浸透トレンチ m)

その他浸透施設 ()

第2条 雨水貯留浸透施設の所在は次のとおりです。

(1) 山形県.....

(2) 山形県.....

第3条 施設の所有者は、施設の存続期間中、施設内外の点検ならびに必要な応じて清掃、修繕工事等を行い、施設の維持管理に努めその機能を維持します。

第4条 施設の所有権を第三者に譲渡するときは、この維持管理実施計画書の各条項について、譲渡する者に承継します。

2 雨水貯留浸透施設のうち、雨水調整池と雨水貯留施設については、あらたに管理実施計画書を作成し、知事へ届け出るものとします。

第5条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為を行う場合には、法第39条の規定に基づく許可を得るものとします。

第6条 施設の所有者は、雨水貯留浸透施設の標識を保全します。万が一、標識が破損している場合は標識の設置者に連絡します。

6. 様式集

様式-9

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設 計 者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号									
	氏名	電話番号									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針											
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計		
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)	
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計		
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量				㎡ ³ /秒				行為後の流出雨水量		㎡ ³ /秒
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)		
そ の 他											

注 「その他」の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

6. 様式集

様式-10

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請（協議）者 住 所（法人にあたっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあたっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 の規定によ
第37条第4項において準用する同法第35条

り、雨水浸透阻害行為 の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請 します。
に係る協議が成立した 協 議

変更に 係る 事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	㎡
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		令和 年 月 日 第 号	
工 事 の 計 画 の 変 更 に 伴 い 変 更 す る 事 項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日
	3	対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	4	対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
その他必要な事項			

※受付番号	令和 年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件	
※変更の許可番号	令和 年 月 日 第 号

- 注1 「変更に係る事項」の欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 「その他必要な事項」の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式-11

雨水浸透阻害行為変更届出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		令和 年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	変更後	令和 年 月 日
		変更前	令和 年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	変更後	令和 年 月 日
		変更前	令和 年 月 日
	対策工事の着手予定日	変更後	令和 年 月 日
		変更前	令和 年 月 日
対策工事の完了予定日	変更後	令和 年 月 日	
	変更前	令和 年 月 日	
変更の理由			
その他必要な事項			

様式-12

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 令和 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手日	令和 年 月 日
対策工事の着手（予定）日	令和 年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所
	氏 名
	連 絡 先 （電話番号）
	現場管理者の氏名

6. 様式集

別記様式第二（第十六条関係）

許可申請 雨水浸透阻害行為 協議書

<p style="text-align: center;">第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条</p> <p style="text-align: center;">許可を申請 について します。 協 議</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>山形県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>																		
雨水浸透阻害行為等の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>2 雨水浸透阻害行為区域の面積</td> <td style="text-align: right;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 対策工事の計画の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>7 対策工事の着手予定日</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>8 対策工事の完了予定日</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>9 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要		4 対策工事の計画の概要		5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日	7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日	8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日	9 その他必要な事項	
1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称																			
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル																		
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要																			
4 対策工事の計画の概要																			
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日																		
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日																		
7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日																		
8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日																		
9 その他必要な事項																			
※受付番号	令和 年 月 日 第 号																		
※許可に付した条件																			
※許可番号	令和 年 月 日 第 号																		

- 備考 1 「許可申請 協議書」、「第 30 条 許可を申請 協議」、「第 35 条 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

6. 様式集

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号
年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 令和 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 令和 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	令和 年 月 日 第 号
※検査年月日	令和 年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	令和 年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

6. 様式集

別記様式第四（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号
令和 年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 令和 年 月 日
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載
すること。

6. 様式集

別記様式第六（第二十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為 書
協 議

<p style="text-align: center;">第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 山形県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p>	<p style="text-align: center;">※ 手数料欄</p>																				
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8 保全工事の着手予定日</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9 保全工事の完了予定日</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">10 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号		2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類		3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称		4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要		5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項		6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	令和 年 月 日	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	令和 年 月 日	8 保全工事の着手予定日	令和 年 月 日	9 保全工事の完了予定日	令和 年 月 日	10 その他必要な事項	
1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号																					
2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類																					
3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称																					
4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要																					
5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項																					
6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	令和 年 月 日																				
7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	令和 年 月 日																				
8 保全工事の着手予定日	令和 年 月 日																				
9 保全工事の完了予定日	令和 年 月 日																				
10 その他必要な事項																					
※受付番号	令和 年 月 日 第 号																				
※許可に付した条件																					
※許可番号	令和 年 月 日 第 号																				

- 備考 1 「許可申請 「第 3 9 条 第 1 項 「許可を申請 協 議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条」、 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

参考-1

第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

山形県知事 印

雨水浸透阻害行為許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水浸透阻害行為については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第 36 条第 2 項の規定により通知します。

許 可 条 件		別 紙 の と お り
雨 水 浸 透 阻 害 行 為 等 の 概 要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 許可申請者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	6 工事施行者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	7 設 計 者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	8 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日
	9 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日
	10 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	11 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	12 その他必要な事項	
備 考 ※受付番号		

参考-2

第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

山形県知事 印

雨水浸透阻害行為変更許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水浸透阻害行為の変更については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第 37 条第 4 項において準用する同法第 36 条第 2 項の規定により通知します。

変更許可条件		当初許可のとおり
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3 変更に係る事項	
	4 変更の理由	
	5 変更許可申請者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	6 工事施行者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	7 設計者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	8 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日
	9 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日
	10 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	11 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	12 雨水浸透阻害行為の許可番号	第 号 令和 年 月 日
備考 ※受付番号 開発事業計画の同意基準協議結果通知書 第 号 令和 年 月 日		

参考-3

令和 年 月 日
第 号
住所
氏名 様
山形県知事 印

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

雨水浸透阻害行為に関する工事は、令和 年 月 日検査の結果、当該工事が特定都市河川浸水被害対策法第 32 条の政令に定める技術基準に適合していることを証明します。

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日
令和 年 月 日
- 2 雨水浸透阻害行為の許可年月日及び許可番号
令和 年 月 日
第 号
- 3 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
- 4 許可を受けた者の住所及び氏名
住所
氏名

参考-4

第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

山形県知事 印

雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水貯留浸透施設機能阻害行為については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第 39 条第 4 項において準用する同法第 36 条第 2 項の規定により通知します。

許可条件		別紙のとおり
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれの行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 許可申請者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	6 工事施行者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	7 設計者 住所・氏名	住所 氏名 (電話)
	8 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	9 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	令和 年 月 日
	10 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	令和 年 月 日
	11 保全工事の着手予定日	令和 年 月 日
	12 保全工事の完了予定日	令和 年 月 日
	13 その他必要な事項	
備考 ※受付番号		

7. Q & A

引用：【法】特定都市河川浸水被害対策法

【ガイド】解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン
一般財団法人国土技術研究センター [R5.1]

【雨水指針】増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編
公益社団法人雨水貯留浸透技術協会 [H18.9]

【流域指針】増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）
公益社団法人雨水貯留浸透技術協会 [H19.3]

7.1 許可制度関係

Q01 雨水浸透阻害行為とは

A01 雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為を指します。

- ・宅地等にするために行う土地の形質の変更
- ・土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料により土地を覆うこと）
- ・ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。
- ・ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）

【p.2 参照】【ガイド 6-6】

Q02 許可権者は誰か

A02 山形県知事です。

【法第 30 条】

Q03 いつまで許可が必要か

A03 雨水浸透阻害行為に関する工事は、許可を受けるまで着手することはできません。

なお、行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで、少なくとも1ヶ月程度が見込まれるため、十分に期間の余裕をもって対応されるようお願いいたします。

【法第 30 条】

Q04 許可を受けずに雨水浸透阻害行為をしたら

A04 許可を受けずに雨水浸透阻害行為をしたものに対する罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）があります。

【法第 85 条】

Q05 既に事業に着手している場合はどうなるのか

A05 法第3条の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- ・既に工事に着手している行為
- ・都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ・事業採択されている等既に事業化されている行為
- ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

【ガイド 6-13】

Q06 許可を要しない雨水浸水阻害行為はあるのか

A06 ・通常の管理行為、軽易な行為

- ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ・降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い

【p.8 参照】【法第30条】

Q07 道路などの公共工事も対象になるのか

A07 道路などの公共事業も対象になります。

【ガイド 6-5】

Q08 災害復旧も対象になるのか

A08 原形に復旧する災害復旧では、被災前と災害復旧後において流出雨水量が著しく変化しないため、雨水浸透阻害行為に当たらない。

ただし、道路や集落道等の線形変更等により移設を伴うもの（宅地等以外の土地から新たに道路敷地になる土地の面積）については、移設する範囲は雨水浸透阻害行為に該当するものとして、許可を要する雨水浸透阻害行為の面積が1,000㎡を超えるときは許可が必要になります。

なお、施設の移設に伴い、例えば、従前道路であった敷地が道路として用いられなくなった場合においても、従前道路であった敷地の面積を、雨水浸透阻害行為をする土地の面積から減じることはできません。

【ガイド 6-23】

Q09 他法令（都市計画法等）の開発許可申請は不要になるか

A09 他法令と特定都市河川浸水被害対策法の双方が該当する地域においては、それぞれ許可申請が必要となります。

【ガイド 6-44】

Q10 開発許可や建築確認の申請手続きとの関係は

A10 別途申請が必要です。

ただし、雨水貯留浸透施設については、開発許可等に伴う協議で流出雨水抑制対策の規模を別に計算する必要がありますが、設置する施設は両者の目的を兼ねることができます。

【ガイド 6-44】

7.2 許可申請関係

Q11 雨水浸透阻害行為をする土地の面積はどのように算定するのか

A11 雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定は、開発等の行為の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の面積の合計によるものとし、現況地形図及び土地利用計画図により算定することを標準とします。なお、面積は水平投影面積です。

【p.6 参照】

Q12 1000 m²以上のエリアを複数年(1000 m²未満)分割する場合はどうなるのか

A12 長期にわたり雨水浸透阻害行為を伴う事業が実施される場合には、事業期間が5年程度となる一連の事業区域を申請単位とすることが基本となります。そのため、申請単位毎の行為面積が1,000 m²以上となる場合には、許可申請の対象となります。

【ガイド 6-12】

Q13 宅地やその他の土地の形態はどのように判断するのか

A13 登記書類及び現地写真、航空写真等により判断します。

【p.10～11 参照】【ガイド 6-10】

Q14 太陽光発電の土地の形態は何に該当するのか

A14 太陽光発電施設は、工作物に含まれるため「宅地」（流出係数0.9）に該当します。

【p.10 参照】【ガイド 6-10】

Q15 水田の流出係数は

A15 水田（灌漑中であるか否かを問わない）は「林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地」に該当し流出係数0.2となります。

【p.11 参照】【ガイド 6-10】

Q16 雨水浸透阻害行為の対策工事は

A16 雨水貯留浸透施設（地下貯留施設、透水性舗装、浸透トレンチ、浸透ます等）を設置する工事です。

【p.24 参照】

Q17 対策工事等を検討する際の参考文献等はあるのか

A17 ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン
一般財団法人国土技術研究センター [R5.1]
・増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編
公益社団法人雨水貯留浸透技術協会 [H18.9]
・増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編
公益社団法人雨水貯留浸透技術協会 [H19.7]
・増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）
公益社団法人雨水貯留浸透技術協会 [H19.3]
・防災調整池等技術基準（案）解説と設計実例
公益社団法人日本河川協会 [H19.9] などを参考にしてください。

Q18 何を基準に対策工事の規模等を検討するのか

A18 基準降雨が発生した場合において、雨水浸透阻害行為後の流出雨水量の最大値を行為前の値まで抑制する検討を行うこととなります。

【ガイド 6-25】

Q19 対象工事を開発区域外で実施してよいか

A19 対策工事（浸透施設や貯留施設の設置）は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土地の区域内において行うことを原則としています。

【ガイド 6-26】

Q20 開発区域内ならどこでも対策工事を実施してもよいか

A20 対策工事により、従前の下水道の排水区域、流出先の河川の集水域等の変更が行われないことを原則としています。

【ガイド 6-26】

Q21 浸透施設の構造上の注意点はありますか

A21 浸透施設は、施設本体の透水機能と地中への浸透機能が長期間にわたり効果的に発揮されるよう、目づまり防止や清掃等の維持管理に配慮した構造とするとともに、設置場所における荷重に対しても安全な構造を有するものとします。

【流域指針】

Q22 貯留施設の設計の注意点はありますか

A22 貯留施設等の構造型式は、設置場所の状況により種々の型式となるので、その採用する構造に応じ予想される荷重に対し、必要な強度と十分な安全性を有しなければならない。

放流施設等は、行為前流出量を安全に処理できるものとし、以下の条件を満す構造とします。

- ・土砂、塵芥等が直接流出しない配置構造とし、放流孔が閉塞しないように考慮しなければならない。
- ・放流施設には、出水時において人為的操作を必要とするゲートバルブ等の装置を設けないことを原則とします。

【流域指針】

Q23 浸透施設を検討する箇所の現地試験方法はどのようなのがか

A23 浸透施設の計画予定地において、現地浸透試験を行う場合には、ボアホール法を標準としますが、地盤状況等に応じ実物試験等を選択し、定水位注水法または定量注水法で実施するものとします。

【雨水指針】

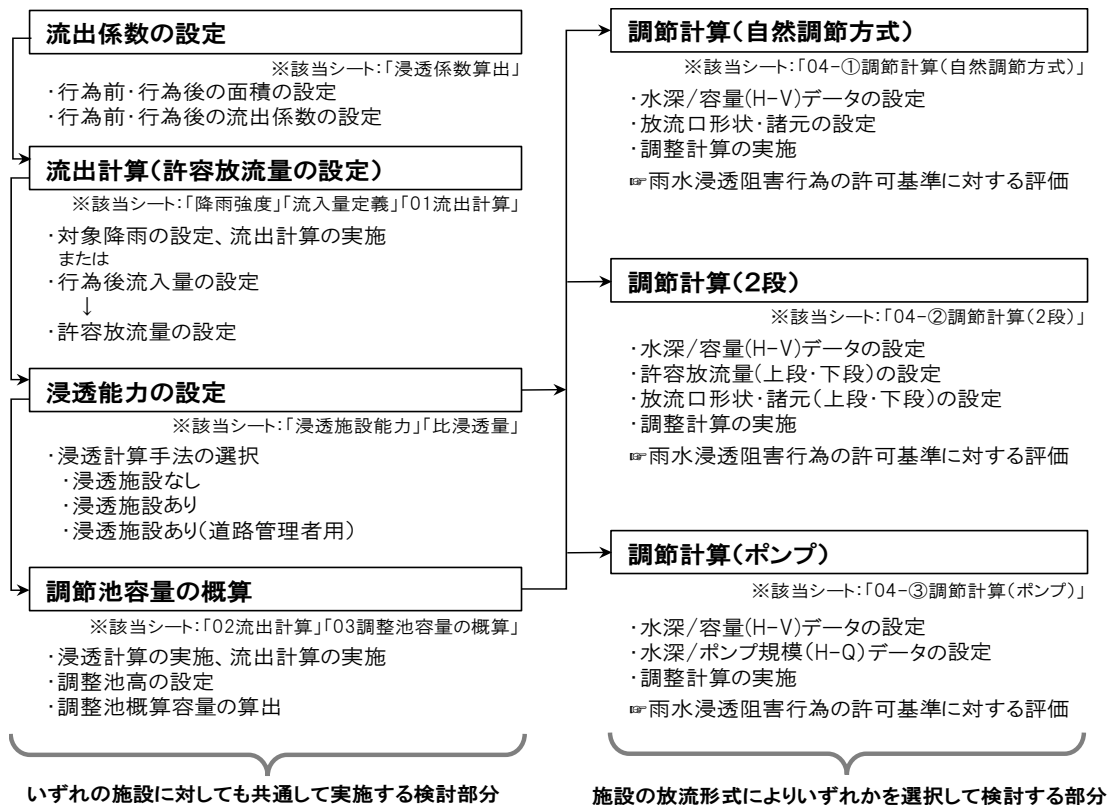
Q24 調整池容量計算システムの流れを教えてください

A24 調整池容量計算システム(Excel ファイル)は、不定期に更新されることがあるので、最新のものを利用してください。

【p. 20 参照】

詳細な運用については、調整池容量計算システムユーザーマニュアルを参照してください。計算フローは以下のとおりです。

7. Q & A



Q25 「様式-8 雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書」はなぜ必要か

A25 設置する雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持する必要があることから、維持管理計画を確認するために必要となります。

【ガイド 6-50】

Q26 雨水浸透阻害行為の許可手数料は必要か

A26 必要ありません。

Q27 雨水浸水阻害行為の内容が変更となる場合はどうなるのか

A27 雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合は、軽微な変更を除き、変更の許可申請（協議）が必要となります。なお、軽微な変更は、対策工事の着手予定日又は完了予定日の変更に限られます。

【法第 37 条】

7.3 雨水貯留浸透施設工事から完了、維持管理関係

Q28 工事完了検査はだれが行うのか

A28 身分証明書を携帯した、山形県の職員が行います。

【法第 38 条】

Q29 標識の設置は誰が行うのか

A29 山形県が行います。

【法第 38 条】

Q30 標識はどこに設置するのか

A30 法第 38 条第 3 項に基づき

都道府県知事等は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

- 一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地
- 二 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

【法第 38 条】

Q31 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為とは

A31 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は山形県知事の許可を受ける必要があります。

- ・ 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
- ・ 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ・ 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
- ・ 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの

《政令》

1. 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
2. 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
3. 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

【法第 39 条】

Q32 雨水貯留浸透施設の維持管理は誰が行うのか

A32 施設の機能の保全を図ることが可能となるよう、施設の所有者または管理者が適切に維持管理を行うこととなります。

【ガイド 6-50】

Q33 施設の所有権を譲渡する場合どのような手続きが必要でしょうか

A33 様式-8「雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書」第4条によります。

- ・施設の所有権を第三者に譲渡するときは、この維持管理実施計画書の各条項について、譲渡する者に承継します。
- ・雨水貯留浸透施設のうち、雨水調整池と雨水貯留施設については、あらたに管理実施計画書を作成し、知事へ届け出るものとします。

【p.42 参照】

Q34 雨水貯留浸透施設の安全対策は許可条件となりますか

A34 雨水貯留浸透施設の安全対策の有無で、雨水浸透阻害行為の許可条件には関係ありませんが、生活空間と密着した位置に設置されるため、雨水貯留浸透施設の所有者または管理者が安全対策（事故防止）に配慮し必要に応じて適切な設備を設けてください。

【p.33 参照】

8. 改訂履歴

版	発行日	改訂内容
<u>令和 6 年 3 月</u>	<u>令和 6 年 3 月 5 日</u>	<u>・初版発行</u>
<u>令和 6 年 4 月</u>	<u>令和 6 年 3 月 29 日</u>	<u>・様式-7 一部改訂</u> <u>・資料-4 事業概要説明書、事業概要図を削除</u> <u>・参考-1 事前協議確認通知書を削除</u> <u>・改訂履歴を追記</u> <u>※改訂箇所を下線で示しております</u>